投票日は4月27日(日)

市議会議員・市長選挙

●投票できるかた

昭和58年4月28日以前に生まれたかたで、平成15年1月19日までに東村山市に転入届をし、引き続き3か月以上在住のかた。

※投票日前に転出したかたは投票できません。

※4月10日以降に市内で転居したかたは、転居前の住所地の投票所で投票して下さい。

●投票所入場整理券

投票日の2日前までに郵送します。

なお、紛失又は届かなかった場合でも、投票資格があれば投票できます。

●選挙公報

各世帯に直接配布します。

●不在者投票

期間　4月20日(日)～26日(土)

時間　午前8時30分～午後8時

場所　市民センター別館1階会議室

※投票所入場整理券が届いていましたらご持参下さい。

※身体に重度の障害があり、身体障害者手帳又は、戦傷病者手帳に記載された障害の程度が一定の範囲内のかたは、郵便による投票ができます。

●開票速報テレホン・ファクスガイド

☎397・8288をダイヤルし、案内にあわせて次のコード番号を入力して下さい。

※テレホンガイドは最終結果のみ。

〈市議会議員選挙コード〉

テレホンガイド　631

ファクスガイド　1631

〈市長選挙コード〉

テレホンガイド　630

ファクスガイド　1630

問い合せ　選挙管理委員会事務局

15年度の固定資産税(土地・家屋)について

15年度は、3年ごとの評価替の年度（基準年度）です。

土地・家屋の評価額は、国で定めた「固定資産評価基準」に基づいて決定しました。

〈土地〉

価格基準日(14年1月1日)の価格に、その後半年間の地価下落（14年度東京都地価調査価格等を参考）を反映した評価額となっています。

また、土地の税額は、9年度から採用された負担水準の均衡化をより進めるため、15～17年度の宅地等にかかる税負担について、負担水準の高い土地は税負担を抑制するなどの措置を実施しています。

〈家屋〉

評価基準の改正に伴い、多くの既存建物の評価額が下がりました。

※価格等の詳細については、3月下旬にお送りした課税明細書をご覧下さい。

●固定資産の縦覧

縦覧制度が改正されました。縦覧対象が固定資産税課税台帳から土地・家屋縦覧帳簿に変わりました。

縦覧期間　現在縦覧中～6月2日（月）

※詳細は問い合わせを

●固定資産課税台帳の閲覧・証明制度が法定化

閲覧はこれまで同様、納税者が固定資産課税（補充）台帳を見ることができるとともに、新たに借地人・借家人等についても閲覧できるようになりました。

証明書の交付は、閲覧ができるかたを対象に、その内容を「固定資産課税台帳登録事項」証明として発行しています。

※詳細は問い合わせを

問い合せ　課税課

秋水園ふれあいセンター事務職員募集

勤務場所　秋水園ふれあいセンター（秋津町4―24―12）

業務内容　施設の貸出し、管理、清掃、各種調整事務、会計事務等（パソコン操作を含む）

募集人員　若干名（市内在住のかた）

身分　同センター市民運営協議会の雇用

勤務時間　協議会の規定による（週20時間未満）

賃金　協議会の規定による（時給770円程度）

選考　書類選考と面接

※勤務開始は6月中旬以降の予定です。

申込み　履歴書（市販のもの）を持参し、4月30日（水）までに直接環境部管理課（秋津町4―17―1秋水園内）へ

問い合せ　環境部管理課

指定収集袋（ごみ袋）の減免申請

対象者のかたはお忘れなく

昨年度に減免申請をし、指定収集袋の交付を受けているかたには、環境部管理課から引換券を郵送しました。

減免対象世帯（右表参照）に該当し、申請が済んでいないかたは申請して下さい。

※詳細は問い合わせを

問い合せ　環境部管理課

申請受付窓口一覧

免除対象世帯	受付窓口
①生活保護受給世帯	生活福祉課
②児童扶養手当受給世帯 ③特別児童扶養手当受給世帯	子育て推進課
④要介護被保険者で、なおかつオムツを使用しているかた	高齢介護課
⑤老齢福祉年金受給世帯 ⑥旧国民年金法による 母子福祉年金受給者又は準母子福祉年金受給者	環境部管理課

※児童手当受給世帯、老齢年金受給世帯は対象となりません。
※重複しての申請はできません。

七中の生徒が秋水園でごみの中身を体験分析

燃やせないごみの中に約1割の資源物が混入していることがわかりました

去る3月5日・6日の2日間、当市のごみ処理施設・秋水園（秋津町）で東村山第七中学校の3年生7名が、職員の指導のもと、職場体験学習を行ないました。

内容は、秋水園や美住リサイクルショップの施設見学やごみ分別ゲーム、出されたペットボトルのうち、ラベルやキャップがついたままのルール違反ボトルの処理体験など。

特に、約2時間をかけて行なわれた燃やせないごみの組成分析体験では、11%が本来資源物として出されるはずのペットボトルやびん・かんなどであることがわかりました。

参加した生徒たちの感想には、「ペットボトルのキャップやラベルがつきっぱなしで、取るのが大変」、「ルールが守られていないごみが多く、驚いた」などの声が多く、「一人ひとりが努力することがごみ問題の解決につながるのでは」という意見もありました。

ごみや資源を正しく分別して排出することは、ごみを減らし、次の世代に豊かな住みやすい環境を残すための大切な作業です。すでに多くの皆さんに協力いただいていますが、ご家族で再度確認をお願いします。

秋水園での体験学習

生徒による組成分析の結果

対象	燃やせないごみ
分析量	950kg
うち資源になる物（ペットボトル、びん、かんなど）	100kg
資源物を分別した場合の減量割合	11%

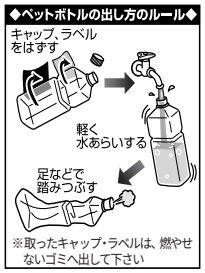

ペットボトル、びん・かんは資源です　ごみ減量のため分別ルールを習慣に！

資源となるペットボトルやびん・かんは、無料で収集しています。環境を守るための分別にご協力下さい。

●ペットボトル

収集回数　月2回

出す場所　集積所

出し方　左図のようにして、

収集日の朝8時までに、透明又は半透明の袋に入れて

※指定収集袋（有料）で出す必要はありません。

●びん・かん

収集回数　週1回

出す場所　びん・かんステーション

出し方　収集日の朝8時までに、コンテナの中に直接

※中身の無い状態で、袋などに入れないで出して下さい。

★その他のものの分別等詳細は昨年9月に全戸配布した「ごみと資源の分け方・出し方」をご覧下さい。

問い合せ　ごみ減量推進課

消防団が新体制になりました

東村山市消防団は4月1日から新体制（下表参照）となり、皆さんの生命・身体・財産を守るため防火・防災に、より一層尽力していきます。

今後とも皆さんのご協力をよろしくお願いします。

櫻井喜吉団長

消防団員欠員募集

〈入団資格〉

次の①②に該当するかた

①18歳以上50歳未満

②市内居住しているかた、又は近隣市に居住し市内に勤務しているかた

※詳細は問い合わせを

問い合せ　防災安全課

川島保行副団長

小町寿夫副団長

東村山市消防団本団・分団長名簿

階級	氏名	受持区域
団長	櫻井　喜吉	市内全域
副団長	川島　保行	市内全域
副団長	小町　寿夫	市内全域
第1分団長	長嶋　謙二	秋津町全域・青葉町3、4丁目
第2分団長	武田　勝美	久米川町全域・青葉町2丁目
第3分団長	市川　正典	本町全域・諏訪町1、2丁目・野口町1丁目
第4分団長	小島　忠	諏訪町3丁目・野口町2、3、4丁目・美住町2丁目
第5分団長	金子　浩	廻田町全域・多摩湖町全域・富士見町4丁目
第6分団長	岩崎　透	萩山町・栄町全域・美住町1丁目・富士見町1、2、3、5丁目
第7分団長	小山　青三	恩多町全域・青葉町1丁目

国民年金

国民年金保険料の免除制度と学生納付特例制度

支払いが困難なかたは早めに手続きを

①一般申請免除

国民年金の第1号被保険者（自営業・自由業などのかたとその配偶者）で、①失業などで所得が無いかた、②生活保護法による教育扶助などを受けているかた、③障害者や寡婦で市民税が非課税であるかたは、免除申請し、社会保険事務所の承認を得ることによって保険料の納付が全額又は半額免除されます。

免除対象月　申請した日の属する月の前月分から来年度の6月分まで

申請に必要なもの　国民年金手帳

②学生納付特例

本人所得が一定所得以下（目安として収入133万円、所得で68万円）の場合、納付特例申請ができます。

対象　大学・短大・大学院・高等専門学校・専修学校・各種学校（対象外もあり）の学生

※14年度から夜間部課程・通信制課程も対象になりました。

※海外の大学は対象外です。

申請に必要なもの　国民年金手帳、学生証、印鑑

問い合せ　保険年金課

国民年金の喪失届を忘れずに

国民年金に加入しているかたが職場の厚生年金・共済組合等に加入したときは、年金手帳、会社の健康保険証を持参のうえ、国民年金をやめる手続きをして下さい。

※被扶養配偶者の第3号被保険者届は、勤務先の事業所を経由して手続きをしていただくようになりました。

問い合せ　保険年金課

市税納付の日曜窓口

4月20日(日)

市税（市・都民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、軽自動車税）納付の日曜窓口を開設します。

なお、当日は納税相談も合わせて行なっていますのでご利用下さい。

日時　4月20日（日）午前9時～午後3時

場所　市役所本庁舎2階納税課